

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト
第1回全体委員会議事録

令和6年度 第1回 全体委員会議事次第

日時：令和6年10月15日（火）13：00～15：00

会場：豊田市役所東 65 会議室

※オンライン（zoom）併用

1. 開 会

- 資料確認
- 熊田委員長あいさつ
- 本日の出欠状況

2. 議 事

（1）令和6年度のプロジェクト進捗状況等

- 各ワーキング・グループの今年度の取り組み予定と進捗（報告）
- 「豊田市地域生活意思決定支援事業」進捗（報告）
- 質疑

（2）役割分担表の再整理

- 改訂案
- 令和4年度からの変更点
- 意見交換

（3）本事業の意義

- 国の議論状況と課題
- 意思決定フォロワーの意義と効果
- 意見交換

（4）令和6年度シンポジウム素案

- 令和6年度シンポジウムにおけるテーマ・論点案
- 意見交換

3. その他

○熊田委員長 ごあいさつ

それでは、事務局のほうにお戻しいたします。

○畠中委員 ありがとうございます。

続きまして、本日の出欠状況と委員紹介に移ります。

委員の皆様につきましては、次第のついている資料を1枚はねていただきまして、資料1-1と記載があるところが委員名簿になっております。

今年度、委員の交代がございます。豊田市社会福祉協議会の八木委員が退任されまして、後任として大地裕介委員が就任されました。また、豊田市の安藤委員が退任されて、私、畠中が後任として就任いたしました。そのほかの皆様には昨年度から留任いただいております。引き続きよろしくお願いいたします。

それから、本日、木本委員が欠席となっております。御了承ください。

それから、Zoomで参加いただいている委員の皆様の発言についてですけれども、御発言される場合は、挙手か手を上げるボタンなどで意思表示をお願いいたします。

発言者は、委員長からの指名に基づいて御発言いただくようお願いいたします。

それでは、ここからは熊田委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○熊田委員長 それでは、私のほうでこの会の取り回しをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、会議運営ルールの確認を行います。

事務局のほう、お願いいたします。

○説明者（竹下） 事務局の竹下と申します。

本会議の会議運営ルールについて御説明いたします。

会議では「〇〇さん」と呼び合ひましょう。先生等は禁止です。

御本人中心で考えましょう。

専門用語は、分かりやすく言い換えましょう。分かりやすい用語は、いつでも何度でも確認、質問してください。分かりやすさの標準レベルは、中学生が聞いても分かるくらいとします。

1回につき3分以内で発言するようにしましょう。時間を超えた場合は委員長より調整させていただくことがあります。

委員全員が発言できるようにお互いに考えましょう。合理的配慮が必要な場合にはお申し出ください。記録用にZoomで録画をしますので、あらかじめ御了承ください。

○熊田委員長 では、議事次第に従いまして、順次議事を進めてまいります。

「2. 議事」の「（1）令和6年度のプロジェクト進捗状況等について」、事務局より御説明をお願いいたします。

○水島委員 事務局から御説明をさせていただきます。

お手元の資料を御参照ください。Zoomの方はこちらでお示ししますので、今しばらくお待ちください。

画面共有をさせていただきます。Zoomの皆様、画面映っておりますでしょうか。では、進めさせていただきます。

こちらの令和6年度のプロジェクト進捗状況ということで、4ページ目以降の御説明をさせていただきます。

まず、令和6年度のプロジェクトに関する検討スケジュールはこのとおりでございます。

権利擁護支援委員会は、本日も午前中に行われておりましたが、こちらは豊田市主催のものでございます。SDM-Japan主催である全体委員会については、本日午後1時から3時まで開かせていただいております。アドボケイトワーキング、評価ワーキング、それぞれの報告をこれからさせていただきたいと存じます。

各種イベントということで、昨年度も行っていた研修、さらにそれに加えてアドボケイト養成モデル研修も行われる予定となっているところです。

こちらのアドボケイトワーキングについては、私が座長でございますので、この座長として少し御説明をさせていただきたいと思います。こちらのワーキングは、今年度に関しては、特にフォロワーを支援することを中心として現在も活動しており、アドボケイト自体が適切にフォロワーの支援ができるように、そして、必要に応じて独立したアドボケイトとして活動ができるように、アドボケイトの養成カリキュラム、キャリアフローづくりを行っております。その上で、様々な養成後のアドボケイトに関しての継続的支援体制であるとか、モデル研修の試行実施なども行っていく予定です。

現状はこのようなカリキュラムを議論しておりまして、例えば申込み段階では、フォロワーの経験が本当はあったほうがいい。なくても当事者の方と一緒に活動する、こういう従事経験がある、このようなところなどを条件としつつ、アドボケイトにとって必要な基礎的な内容について、こちらは子どもアドボケイトなど日本国内で先行して走っているアドボカシー講座等もございますので、そちらなどを参考にしながらつくっているところがございます。理想的には、フォロワーからアドボケイトが生まれ、新しいフォロワーを支援していく。このような体制なども模索しているところございまして、現在検討中のものをお示しさせていただきました。

では、評価ワーキングについては森地さんからお願いできますでしょうか。

○森地委員 よろしくお願いたします。評価ワーキング、お手元の資料でいきますと8ページ、9ページになります。そちらを御覧ください。

評価ワーキングにつきましては、昨年度まで3つの段階の評価ということで評価の枠組みをつくってまいりました。ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価ということで、実際にこの事業を行うニーズがあるのかということから始まり、それぞれの果たす役割が果たされているかということ、それと、当初確認をしたニーズがこの事業で満たされて

いるかという、この3点について確認をすることとなっております。

ただ、評価に関しまして、ロジックモデルというものが欠けておりましたので、そちらを作成しております。このロジックモデルですが、こちらを御覧いただくとお分かりのように、この事業の最終的なゴールがどこかと。その中間的なゴールがどこかと。そこに至るためにどういうことをするかと。どういうことを達成する必要があるかと。そのために具体的に何をするかということで、段階的にまとめたものになってございます。

こちらを基にしまして、現行版のプロセス評価とアウトカム評価、あとニーズ評価もですが、評価の項目をつくっております。

それが次の9ページ目になります。プロセス評価につきましては、8ページ目にございますロジックモデルの活動・取組をそれぞれの役割ごとに設問化したものになってございます。項目自体はかなりの多いので、9ページ目には一部参考までに載せさせていただいておりますが、ここで主語となっているものですね。例えば、本人がとか、フォロワーがとかということでありまして、その主語になっているそれぞれの人たちが想定される役割を達成しているかどうかを評価するというのがプロセス評価の項目になります。

それに対しましてアウトカム評価の項目になりますが、こちらは先ほどの8ページ目にございますロジックモデルの直接アウトカムについて、達成できたかどうかというのを確認しております。これがそもそも、こちらには書いておりませんが、ニーズ評価の項目にもなっておりまして、つまり、この事業を行うに当たって、直接アウトカムとなる4つのポイントを達成することが必要だという前提に基づいて構成されております。そういったニーズが確認されたものに関して達成できたかどうかを確認するというのが1点。

そのことについて誰のおかげか、何のおかげかを確認することにしております。これは、本事業で当初出されたニーズが充足されたのか、それとも何らか別の要因によって充足されたのかというのが、単純にニーズが充足されたか否かというのを確認するだけでは分かりにくいので、ニーズが充足されたか否かということを確認するとともに、その充足されたニーズというのは、どこからもたらされたものなのかというのを確認するために、このような項目立てをしております。

ひとまずここまでとなっておりますが、この後で、これは項目としては確定しておりますので、現在実施されている取組のアウトカムの評価、プロセスの評価を行い、あわせてこちらにつきましては、今年度の第2回全体委員会になろうかと思いますが、報告させていただければと考えております。

私のほうからは以上となります。

○説明者（竹下） 12ページには今年度の取組予定等を載せております。

13ページを御覧ください。現在のモデルケースについて、7ケースにつきまして、生活基盤サービス事業者、年齢、障害、居所の状況等を載せさせていただいております。

続いてのページからが、モデルケースの現在の御様子等、事業を導入したきっかけ、経過、事業導入による変化、私どもが感じている課題というふうに記載させていただいてお

ります。簡単にケースの振り返りをしてみたいと思います。

ケース①は、特別養護老人ホームに入所されている方であります。現在、豊田市の中では介護サービス相談員という事業もありまして、2か月に1回訪問を受ける、話を聞く機会のある施設というふうになっております。そこにフォロワーさんとして入っていただいておりますので、まずはほかの事業との類似性ですとか、事業の整理が必要になってくる方かなと感じているものになります。

また、括弧書きで載せさせていただいているのは、フォロワーさんのほうから事業の自己負担の部分について、お金の負担をしてもらっているのだから結果を残したいという言動を受けまして、事業化する上では、このお金の部分というのも再度検討が必要であろうというところで、ここに載せさせていただきました。

ケース②につきましては、事業開始時と現在の様子としまして、難しいことは分からないと答えてしまう方だったのですけれども、事業を導入することで、何が分かって、何が分からないかというのを他者に伝えることができるようになったケースになります。今後、フォロワーとしては事業終了を考えているケースになりますが、終了後にはこの方の中でこういった課題が出てくるのかということも見ていく必要があると感じております。

ケース③につきましては、今年1月から開始になっているのですが、この期間の中でも入退院が2回ほどあったというところで、フォロワーさんとの関係構築に非常に課題を感じた部分ではあります。入退院というのは先に分からない事象ではありますけれども、対象者像を考えたときに検討は必要になってくるのではないかと考えております。

ケース④につきましては、導入直後であるというところで、導入のきっかけと期待される効果を記載しております。

次のページになります。ケース⑤につきましては、今年の1月から開始されておりますけれども、なかなか御本人さんとフォロワーさんの関係の構築が難しいケースとなっております。今、こちらとしては、事業の継続の意向があるかというところの確認を双方に行う段階になってきております。再マッチングの検討等、事業内容、こうなったときにこうするというフロー図等を今後検討していく必要があるのではないかなと考えております。

ケース⑥につきましては、今年の3月から開始になっております。本事業は、フォロワーさんがずっと永続的に続くというものではなく、どこかのタイミングで担当の交代等を考えるという事業でありますので、言葉による意思表示が難しい方に、交代という時間軸が多少ほかの方と違ってくるのではないかとこのところを考えております。今後の経過を見て検証していくことが必要だと感じております。

ケース⑦につきましても、導入がまだ最近だというところがありますので、今後の経過を見ていくというケースになります。

18ページでは、モデル事業から見えた課題というものをまとめてみました。対象者のことですか、フォロワーさんのことですか、事業の内容、フロー図等について、先ほど申ししましたところをまとめたものになります。

そして、この表の一番下の話題提起のところは、社会福祉協議会の方との相談もしております。豊田市に限らず他の自治体の中でも話題となっている権利擁護支援委員会を社協、金銭管理を社協、意思決定フォロワー養成を社協とした場合の関係性の濫用から懸念する部分は何かというところを載せさせていただいております。

次のページには、このスキームについて、国で行われました連絡協議会でもそういった話題が出ていたというところで載せさせていただきました。

以上になります。

○熊田委員長 ただいま事務局のほうから御報告がありました。

今現在、7つのモデルケースを通じていろいろな課題が整理されているということの御報告だったかと思います。それから、今後のこととモデル事業から見えた課題ということで、幾つかの観点から課題が整理されているということかなと思います。

この辺りの具体的な質疑は後でさせていただくとして、続いて、報告を示させていただきます。意思決定フォロワーの養成講座が予定されているということなので、その点について、大地さんのほうから委員の皆様と共有していただければと思います。

○大地委員 失礼いたします。資料は20ページになります。

意思決定フォロワーの育成等についてというところで、豊田市と社会福祉協議会のほうで意思決定フォロワーの方々の育成だとかフォローをしているという状況でございます。記載は2つさせていただいているのですけれども、主には3つ実施をしているところになります。1つ目が記載のあるようにフォローアップ講座ということで、こちらは今年度の8月29日に開催をしました。写真があるように、現在フォロワーとして活動をしている人を中心に、またこれから活動される方も参加いただいて、日々活動する中の振り返りですとか悩みといったものを共有したとともに、いわゆる赤の事業所、生活基盤サービスの担当する職員さんにも来ていただいて、フォロワーのイメージ像みたいなところをお互い確認し合ったというような内容で開催をいたしました。

続いて、今年度の状況でございますが、意思決定フォロワー導入講座を昨年度から実施しております。昨年は平日コースと休日コースということで47名の参加をいただいたところになりますが、今年度は、ちょっと別の事業になりますが、市民後見人の養成講座が通常だと20名ぐらいなのですが、81名の申込みをいただいたということで、市民の権利擁護に関わる意識の高揚みたいなのところを感じたので、急遽平日コースを1日増やして、記載のあるように10月27日日曜日、こちらは休日コースです。平日コースを2回、11月6日、それから11月8日ということで、同じ内容になりますが、3回予定しております。こちらは10月5日から申込みを開始して、会場の都合もございますので定員を各回20名としておるのですが、既に全ての会が20名定員に達しているような状況でございます。

最後、資料にはございませんが、実践講座ということで、11月20日にこの導入講座を終えられた方々に対して実際の活動がどうかということ、活動しているフォロワーの方々と交えながら、活動につなげるための実践の講座を予定している状況で、今年度は、重複

しますが、フォローアップ講座、導入講座を3回、そして実践講座ということでやる予定をしておるところでございます。

以上です。

○熊田委員長　ありがとうございました。

それでは、ここまでのところ、事務局の報告に対して、最後のフォロワーの育成についても含めてですが、御意見を伺いたいと思います。全体委員会は、基本的に事業全体の方向性のためにいろいろな委員の方の意見をお伺いして、それを取り入れていくということを考えていますので、どうかよろしくお願いいたします。

では、確認したい点がございましたら、また御質問等がございましたら、挙手なりしていただければと思いますが、特に現段階ではいいですかね。

では、水島さん。

○水島委員　後でまた意見交換の段階でお話ができればよいかと思うのですが、少し気になる点としましては、今表示しております18ページの事業の見直しについてという点でございます。事業の見直しについての2ポツ目ですが、特に括弧のところが気になっておりまして、「事業目的である本人の意思決定支援と支援者の意識変容という点において、事業の進め方等見直す必要がある」と、このような記述がございます。

まず確認したいのは、事業目的との記述です。この事業目的がどの事業の目的のことをおっしゃっているのかということが1点。

それから、意思決定支援と支援者の意識変容の点について、どのような問題があるから事業の進め方等を見直す必要があるのか。この点について確認をしておきたいと思います。お願いいたします。

○熊田委員長　それでは、お願いします。

○畠中委員　豊田市のほうから回答いたします。

事業目的のところについては、本モデル事業というよりは、豊田市における意思決定支援事業という意味での事業目的としてのことを表しています。意思決定支援と支援者の意識変容というところについては、もともとの国が示しているガイドラインによって支援者側の意識改革というのが意思決定支援の始まりだったと認識しておりますので、そこに向けて、行政としては直接支援も大事だと思うのですが、支援者側の意識変容というのを環境整備で変えていくということが本来の国からの始まりなのかなというところに立ち返って、そこについても併せてやっていくことが必要かなと思っていますので、改めてこのモデル事業と併せて環境整備をどのようにやっていったらいいのかというのを一緒に考えていけたらなという意味で見直すというのを書いております。

○熊田委員長　名川さん、どうぞ。

○名川委員長代理　ガイドラインが幾つも出ていますけれども、事業者の意識変容が目的なのでしたっけ。あれは事業者等が意思決定支援をやらなければならない場合のすべきことについて書かれていると思いますけれども、結果としてそこで目指さなければならない

のは、本人の意思をちゃんと表明できることだったりとか、ここに出てくる言い方ですと形成ができたりということが、どこまでできるかということが目的なのであって、そういう意味では、それこそどの事業でもそうですけれども、事業目的なり何なりというのが書いてあったとして、事業者がそれを行うのは当然のことなものですけれども、それをなぜやるのかといえ、そこでサービス利用が行われることによるサービスの結果としての利用者の福利厚生向上が目指されるというところかと思うのですが、何かよく分からなかったもので、そこだけ確認させてください。

○畠中委員 答えになっているか分からないですけれども、事業者の支援者の方が国の意思決定支援ガイドラインの考えを基に支援に当たることによって、サービスの質も向上するし、本人の意思決定の表出にも寄与するということで、行政としてはそういった支援者側の意識変容を環境整備で進めていくことでそれが達成されるというようなロジックで考えているということなのだと思います。

○名川委員長代理 そのときに関わらなければいけない人が事業者だけであるということは、どこにも特に書かれていないと思いますし、意思決定支援ということを考えていった場合には、意思決定支援は基本的にはいろいろなサービスの中でそれが実現されるべきですし、それから、例えば市民が社会参加をしていくときに、必要なことが必要なだけちゃんとと言えるという環境を整備していくことは非常に重要なことかと思います。その場合に、いわゆる福祉サービス提供事業者のみがそれに関わっているというふうに考えること自体が、今の共生社会を形成していくという際に不十分だなと思います。

今、共生社会を形成していく主体というのは、もちろん事業者は重要ですが、それ以外の市民の方々がどのように活躍するかということについても重点が置かれているはずであり、そこら辺も含めた高揚がどうできるかということが重要だと思うので、ガイドラインの解釈は、そこは書いていないのですけれども、何で書いていないかといえ、それをどのように行うかということについて事業者のみに規定しているわけではないと理解しているのですけれども、どうなのでしょうね。

○畠中委員 そういう意味では、意思決定フォロワーモデル事業について何か否定しているということは申し上げていなくて、やっていく中で、このモデル事業の今後の取り組み方もそうですし、行政としての役割である環境整備というところも併せて考えていく必要があるというのを先ほどお伝えしたつもりだったのですけれども。

○名川委員長代理 一旦了解しておきます。

○熊田委員長 ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

では、永田さん。

○永田委員 ありがとうございます。

これは単純な質問なのですが、ケース①の身寄りなし高齢者の入所調整のケースのところ、課題のところ、御説明にあった、1つは介護サービス相談員と本事業の類似部分の整理。これは結構重要なことかなと思うので、今の時点でどんな知見というか見解

があるのかということをご教示いただきたいことと、もしかしたら議論のところだったら申し訳ないのですが、2点目のところは御説明を私が聞き漏らしてしまったのか、フォロワーの方の費用弁償について検討が必要であるということについて御説明されたときに、フォロワーさんがお金をもらっているから何とかとおっしゃったというような御説明をされたなかなと思ったのですが、ここの部分がどういうところで今課題になっているのかというのを、私の聞き漏らしなのですが、改めて教えていただければということです。

○説明者（竹下） 御説明いたします。

介護サービス相談員は、本市では、2か月に1回各施設に回るようになっています。泊まりの施設のみですが、そちらの中で御本人さんの御意向の聞き取りというのを一応施設の中で全部に回っていただいています。ただ、それが全ての人から本当にその方の御意見を聞いているかどうかというのは疑問が出る部分だと思っています。もう少し深い関係性を持たないと、御本人さんとの関係が築けない方というのは中にいらっしゃると思いますので、そういった方のところに手が届くような形を取れたらなということを考えております。2か月に1回のところでいい方は、もうそれでいいのではないかと考えます。

○永田委員 つまり、御趣旨としては、介護サービス相談員の方はどちらかというと施設の中で幅広く意思決定支援のようなことをされているけれども、このフォロワーさんについては、もっと1人の方にぐっと寄り添いながらしていくというような整理の仕方で今は考えているという理解でよろしいでしょうか。

○説明者（竹下） おっしゃるとおりです。

○熊田委員長 ありがとうございます。

すみません。2点目のほうも教えてください。

○説明者（竹下） 2点目のほうは、まずフォロワーさんに、御本人さんにお金が発生しているけれども、これについて含めてですが、フォロワーさんに対する報酬ということではなくて、実費の部分の交通費ですとかそういったところの弁償の部分というふうに動いていただいているものになっているのですけれども、最初の1点目としては、最初の段階でその説明を十分にフォロワーさんにできていたかどうかということになります。それがフォロワーさんの心理的負担になっているようであれば、だから聞かなきゃいけないとなったときに、聞き過ぎてしまうというのもどうかと思って、それは必ずしもそうなるとは限りませんが、本当に寄り添ってもらって、言葉を酌んでもらうという作業の中で、何かしなければならぬというふうに感じられないだろうかというところを考えているということになってきます。

○永田委員 ありがとうございます。

それは、だから、費用弁償であっても、お金を頂いていることで、そういうことになっているのではないかと問題意識が書いてあるということでもよろしいですね。承知しました。ありがとうございます。

○熊田委員長 それでは、ほかにここで確認しておきたいことはございますか。

大地さん、どうぞ。

○大地委員 質問ではないですし、後ほど本事業の意義がありますので、多分その辺りで御議論されると思うのですが、三井さんとか阪田さんとか長澤さんも権利擁護支援委員会をやっている中で、先ほど出てきた意識変容というところをちょっと確認しておきたいのですが、今はモデルケースが7ケースございます。その中で、御本人さんの意思が表出されて、意思決定がされるというような効果も実に出てきていますけれども、この意識変容というのが、赤の事業所側の意識変容にもつながっていたり、さらには、モデルケース②でございますけれども、スーパーだとかそういった地域の意識変容にもつながっているというところがすごくこの事業の効果になってきていると思うので、ガイドラインがどうこうという話はともかくとして、環境整備というところで、これが全てではないと思いますけれども、一定の意識変容につながっているというようなところは確認ができていますかなと思いますので、この辺りは本事業の意義のところで、三井委員だとか阪田委員のほうからも御意見いただけるとありがたいなということで発言させていただきました。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、取りあえず一回、時間の限りもあるので、ここで議題（１）は止めさせていただいて、また後で特に（３）の辺りで関係してくると思いますので、そこで議論していただくとして、続いて「（２）役割分担表の再整理」について、これも事務局のほうから御説明をお願いします。

○水島委員 資料の21ページをご覧ください。資料3で黄色、青色、赤色、緑色、このような形で表現されている表がございます。適宜拡大をしながら御説明させていただきます。

こちらは2年前に全体委員会の皆様からも一定の御承認をいただいた上で、本人、フォロワー、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員会、それぞれの役割について、一定の役割を持って臨んでいこうということで、対象者であるとか、あるいは本人との関係性の担保、さらにはやることですか、活動支援時における留意事項ですとか、こういったことなどを整理した表でございます。

資料3は改定案でございますので、事務局の意見としては、2枚めくっていただいた赤字になっている見え消し部分等を御確認いただければと思います。

また、「豊田市地域生活意思決定支援事業（意思決定支援モデルプロジェクト）における役割分担と現時点での取組状況等（2024.10）」を御確認いただければと存じます。赤字や取消し線が引いてあるのは、新しく盛り込む、あるいは削除を検討すべきではないかというところがございます。基本的には、追記している部分は、現状の実態を踏まえているところです。例えば権利擁護支援専門員に関しても、いわゆる独立アドボケイトが関与しているという実態を反映しています。さらに取消し線などを引いている部分を少し見ていきますと、赤の事業者すなわち生活基盤サービス事業者について、元の記述では「本人との面談やフォロワーからの情報提供を踏まえ、個別支援計画を作成する」となっていた

のですが、これまでのアドボケイト・ワーキングや権利擁護支援委員会での議論を踏まえると、本人がいない場で、事業者等に本人の情報をなんでも伝えたり、聞いたりすることが出来てしまうのは本人の支持者であるフォロワーの姿勢としてどうなのか、という指摘もあり、そのような誤解が生じないように、この点の記述については「本人との面談を踏まえ、個別支援計画を作成する」としてはどうかとのことで改定案を検討しているところです。

また、実際には行われていないような活動に関して、例えば金銭管理等の部分についての本人同行は、現状においては行われていないことなども踏まえ、こちらを削除しています。フォロワーはお金の部分のみならず、より広い意思決定の分野に幅広く関わっていらっしゃるもので、それに応じた書きぶりとするべきではないかといった点などをこちらの表のほうに記載しています。大変細かい表であり、全てを御説明していくことは難しいため、1～2分程度よろしければお時間を取って御覧いただけると幸いです。そして、御質問、御意見等がございましたらいただければと考えております。

右側の欄の評価というところは、評価ワーキングにおける評価とは異なり、事務局内、つまり、豊田市、豊田市社協及びSDM-Japanの事務局から、お互いに意見交換をし合って、それをまとめたものになっております。それぞれの現状について見解が分かれる部分もあるかとは思いますが、これも併せて御覧いただければと考えております。

説明としては言葉足らずの部分があるのですが、要するに今の取消し線であるとかを削除し、あるいは赤字部分を新たに盛り込む、こういった点について委員の皆様の御意見をいただければと考えております。

以上です。

○熊田委員長 では、今、水島さんのほうから御説明を受けましたけれども、役割について変更という形での赤い文字ですかね。そういう記載がしてあるということで、順次何か御意見等があれば、いかがですか。役割分担表の再整理ということなのですか。

ちょっと先に進めましょうか。これはまた後で戻るかもしれませんが、すみません。

では、取りあえず議事の（２）まで一応御説明があったということで、（３）に入る前に、今までのところで何かお気づきの点とか御意見等がありましたら、いかがでしょうか。

○名川委員長代理 後で議論になるのかもしれませんが、課題として1つ提示されていた、社協さんが幾つかの事業を今後併せ持つ形になるのではないかと議論が国でも行われているという部分がありました。よろしかったら簡単にそれについての方向性だとか何とかを少しコメントというか説明を、永田委員からですかね。どなたがいいのかよく分からないのですが、お教えいただくとありがたいと思います。

国のほうで例えば新しく事業が展開される際に、その辺の課題が整理された上で私どもに返ってくるということなのであれば、それを踏まえた上ででも大丈夫ということになるかもしれませんが、であれば、私どものところでどう整理しなければならないかという整理には

必ずしもならないのだろうかちょっと思ったもので。

○永田委員 先ほど御紹介があったモデル事業の検討状況のほうですね。私はそれには出ていないので分からないのですが、恐らくやっているところの中でそういったような課題意識が共有されたということだと思えるのですが、日常生活実践事業がいわゆる生活支援員の方と専門員の方が同じ社協の中にあることで、意思決定支援の仕組みとしては若干問題があるのではないかということが言われてきていますので、ここで。

○○○ 参考資料。

○永田委員 参考資料ですね。

○名川委員長代理 3とか4とか。ただ、在り方検討会議においては、若干そのような方向性がありますが、具体的にどのような議論があったのかということの概要をもし御紹介いただければということでございます。

○永田委員 今の名川さんからの御質問は、社協の中でみたいな同じ組織の中で、今で言う赤とか青が同じ機能として一つの組織で持つようになった場合についての議論がどういうふうに進められているかという。

○名川委員長代理 そうですね。事務局の資料の中にそのような懸念が訴えられており、それについてはたしか国でも検討していたから、そこで今後整理するのだったら、それを待つしかないのかなとちょっと思ったのですが、勉強不足で分からないので。

○永田委員 とんでもないです。ありがとうございます。

具体的に今その中で、それをどうしようかということが進んでいるわけではないと思うのですが、これは逆に、水島さんとかが、同じ組織の中にそういった機能が入った場合に、例えば組織の中でどういうふうにそれを、法人後見なんかもそうですよね。利益相反なんかがある場合に、同じ組織の中でどう整合性をつけるかみたいなことについては、こういうことが必要なのではないかというのが多分今後されていく議論だと思いますので、それと同じような形で議論していくことで、一定程度はクリアできるのではないかな。例えば中核機関を社協がやりながら法人後見を受けていることについて、何らかの規制を設けてそれをクリアしようとされていると思いますので、そのときに何が必要なのか、どうすればそれはお互いの牽制機能をちゃんと持ったままでできるのかというような議論が恐らくこれからされることになるのかなと。

逆に、水島さんから、そういうときにどういう手立てがあれば、それがクリアできたと言えるのかなみたいな意見がもしあれば、私も教えていただきたい。

○水島委員 私が成年後見制度利用促進専門家会議の委員としていつも言っていることとしては、やはり牽制機能をしっかりと確保することが重要であるということです。国では、いわゆる意思決定支援の確保を今後のキーワードとして厚労省も認識しているところではございまして、その「確保」というのはどのようにして図られるのかということに着目しています。例えば、日自を想定した場合、赤・青・緑全てを社協で行うという話になってしまうと、はたして牽制機能は十分に働くのだろうかという懸念もあります。

日常生活自立支援事業については、監督の仕組みはもちろんあります。確かに、お金の管理という意味では監督がされるかもしれませんが。しかし、意思決定支援の確保といった点には、本人が本当に望むような形で支援を受けられているのだろうかというようなことを、内部的なチェックだけで本当に確認できるのかが課題だろうと思います。その意味では、このようなモデル事業等をやっておりますけれども、このような仕組みを参考に、社協とは異なる立場での青や緑を設けていくということも必要ではないでしょうか。

具体的に言うと、例えば、日自では支援員は市民が担っています。しかしながら、市民は市民でも、日自の専門員、つまり金銭管理等を現に行っている社協の指揮を受けて動くという立場であって、今、モデル事業をやっているフォロワーの立ち位置とは全く違う立ち位置になっているわけですね。つまり、同じ市民でも、それが赤の補助者なのか、青のフォロワーなのかというのはやはり根本的に立ち位置が違うわけです。そうすると、見えてくる景色も違ってくるということです。したがって、まずは本モデルのような牽制の仕組みを設けたうえで、本当に本人の思いに沿ってなされているのかをチェックしていくことが必要だと考えます。そのためには、フォロワーの立ち位置をしっかりと維持していくことが必要ですし、言うまでもなく、フォロワーは権限もあるわけではなく、何でも解決できるわけではないし、それを求められているわけでもありませんから、本人の思いを受け止め必要に応じて事業者に介入する権利擁護支援委員会の存在が重要かと思われます。以上のことから、フォロワーやアドボケイト、権利擁護支援委員会は、社協から独立した立場で確保されることが重要ではないかと思っております。

○熊田委員長　ありがとうございました。

私どもは法律家なので、先ほど永田さんがおっしゃった、同じところが牽制関係がなくでやるのはどうなんですかと言われると、法的にはやはり利益相反の問題が起こったり、それから、監督ができないという問題が起こったりして、やはり望ましくない。別に金銭管理に限定したわけではないですけれども、その辺のところ、意思決定支援ももちろん大事ですけれども、金銭管理に限って見ても、自分と一对一の関係で一定の利用料を社協が頂いて、それでサービスを提供するというのが日常生活自立支援事業のパターンなので、それを同じところが全部やるのはやはりまずいので、取りあえず県社協で監督をつけているということで、最低限、今回、先ほど水島さんがおっしゃったように、権利擁護支援委員会というのは外で関係のないところに置かないと、そこはあまり望ましくないというか、制度としてやはり濫用の問題。起こるとは言いませんけれども、濫用が起こる形になってしまっているという、その危険性は払拭できないので、制度として構築するためには、やはりそこは分けないと無理があるのかなと、それが法律家の感覚なのです。

それと、先ほど名川さんがおっしゃった、ちょっと今のに続けて、イメージだけで永田さんのほうに聞きたいのですけれども、今、在り方検で議論をされて、今回の課題でも日常生活自立支援事業でやれないのかみたいなイメージがちょっと見えてきているような気がするのですけれども、その辺のところも、今まで恐らく議論なされてきたと思うのです

けれども、こういう意見とこういう意見があるみたいな感じで御紹介いただけるとありがたいかなと思います。

○永田委員　ありがとうございます。

私も知らなかったのですけれども、参考資料で今日つけていただいている、多分御存じない方もいらっしゃると思うのですが、簡単に言うと、熊田さんがおっしゃってくださったように、今、社会福祉法の改正に向けた議論というのがされていて、このモデル事業とか、それから、成年後見が終わる成年後見になっていくというのを見据えながら、地域でどんな権利擁護の支援が必要かということを地域共生社会の在り方に関する検討会議というところの中で議論しています。

ただ、議論のテーマというのはいろいろほかにもあって、大きな柱の内のもちろん一つではあるのですけれども、そう長い時間をかけてまだ議論が進んでいるわけではないのですが、やはり成年後見制度が終わる後見になっていくということは、当然、それと対になっている地域で支えていくための権利擁護支援というのが同時に必要になってきます。それについて、現行の日常生活自立支援事業だけでは非常に弱いので、そのほかに何か拡充していく手立てがないだろうか、こういったことが検討課題になっていて、1つはやはり日常生活自立支援事業の拡大をどう図るかということになるかと思います。

ただ、先ほど来議論に出ているように、日常生活自立支援事業は、本人が自分の意思で契約をしてやめることができる。そういった意味では、非常に支援付き意思決定の仕組みと言えるかもしれないけれども、先ほど水島さんがおっしゃったように、金銭管理と意思決定支援を同じ組織の指揮系統の中でやるという仕組みなので、そこら辺はどうなんだろうかという意見が当然ございます。なので、単純に拡大をしていくということではなくて、モデル事業の知見なんかも得ながら、どういうふうに見直していったらいいのかということが検討されていくことになるかと思います。

とはいえ、実際に5万人ぐらいしか全国で使っていないということなので、現状では非常に弱過ぎるというのが問題意識としては共有されていると思います。ではどうやって拡大していけばいいのかというのがこれからの議論かなと思います。

それから、もう一つは、今、豊田市さんでやっていたらいいこのモデル事業です。そのためにモデルとしてやっているわけですので、これを事業化できないだろうか検討するのが当然検討課題の一つだと思います。ただ、これは全く私見なのですけれども、何となく手応えとしては、これをこのまま事業にするということはちょっと難しそうじゃないかと国は考えているのではないかと私は推測しているのです。

水島さんがいつも示してくださっているように、段階的にこの事業を少しばらして、社会福祉法の中に事業として位置づけるというようなことは十分可能ではないかなと思っていて、例えば今回の意思決定フォロワーのような仕組みです。先ほども出ましたが、介護サービス相談員という先行例もあって、そういったようなものを社会福祉法の中で事業として位置づけるとか、例えば介護保険や障害福祉サービスの中から費用を出すとかと

いうことは十分可能なのではないかな。そういうふうにもモデル事業でやってきたことの一部を事業化していったら、市町村がそれぞれの必要性とか選択に応じて実施できるような形というのが現実的なのではないかなと私は思っています。そんなことを今日つけていただいた意見書にも書いているのです。

ただ、同時に、ちょっと話が長くなって恐縮なのですが、市民の皆さんが参加するという観点をそこで重視していかないといけないなと思っていまして、単に事業をつくるというだけではなくて、それを市民参加でどうやって支えていくとか、また、あわせて身寄りのない方の問題というのが大きな柱として議論されていって、そことも関連させて考えると、単にあらゆることを役所で見えていきますということではなくて、そこは周囲の方が参加をして、同じ地域に住んでいる市民としてそこに寄り添っていくとか、伴走していくとか、意思決定支援していくとか、それがフォロワーの仕組みの一つかなと思うのですけれども、位置づけていけたらいいかなと思っています。

一方で、法制審のほうの議論とも連動しながら進んでいく議論だと思いますので、そういったことを注視しながらこれから議論が進められていくのではないかなというのが今のところの現状でございます。

○熊田委員長 急にお話を求めまして、ちゃんと説明をしていただきましてありがとうございます。

では、今までのところを踏まえまして、先ほどこれは名川さんの御質問から始まった意見ですけれども、ほかにどなたか御質問とか御意見はございますでしょうか。（２）の役割分担のところまでで、もう事実上（３）に入ってしまったかな。

どうぞ。

○大地委員 今御議論いただきましたところ、資料の18ページの話題提起（議論）、それから19ページに私のほうで書かせていただきました。今、国のモデル事業をやっている9自治体の中からも、金銭管理が代理権等の問題で厚労省から金融庁に通達がないとなかなか難しいみたいな話はどの自治体も出ていて、スキームとしては、今出ています日自でやっているよというような報告もありました。ですので、今御議論いただいたので、やはり関係性の濫用の防止から分解していくということは必要かなと感じた次第でございますが、1つ、先ほど熊田さんからもお話があった緑の委員会を、社協もしくは市ではなくて独立したというお話もありましたけれども、例えば今の緑の委員会、権利擁護支援委員会だと、障害のある方ですとか事業所、それから弁護士の方等々、いろいろな方が参画していて、透明性の担保がかなり図られているのかなと思うのですけれども、そうした場合にも別のほうがいいのか、そういったような透明性の担保ができていれば、それはそれでクリアできるのかみたいなのところももし分かれば、委員に弁護士の方が3名いるので、ちょっと教えていただけると幸いです。よろしくお願いします。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、山下さん、今のところで何か意見はありますか。お願いします。

○山下委員 いろいろな職種の人がいたほうが透明性が担保できるのではないかと。

○大地委員 いろいろな方がいるので、仮に今、市がやっていますけれども、社協にしても、やっぱり別のほうが見ればみたいところで教えていただけると。

○山下委員 私もさっきのお話を聞いて、今全く同じことを考えて、外出しをするのか、あるいは社協の中で設置した委員会なり何なりにいろいろな要素を持った人が入るのかというところは2パターンあるかなと思ったのですけれども、まずは運用の仕方として、例えば委員構成が様々だったとしても、どういう情報がその委員の中に提供されるかということによっては、どこまで関与できるかというところが制限されかねないという問題も出てくると思うので、仕組みの問題と運用の問題の相関関係かなというふうに思いました。

○熊田委員長 長澤さんはいかがですか。

○長澤委員 私個人的な意見だと、外に出したほうがいいのかと思っています。今は権利擁護支援委員会がやっていますが、フォロワーの話であるとか、各委員の話以外のいろいろな話が入ってきてしまうところがあって、それはもちろん社協の中にあっても情報を遮断して、独立してということは可能かもしれないのですけれども、可能性としていろいろなほかの情報が入ってきてしまう。判断を誤らせるような情報が入ってしまう場合であるとか、あとは独立性を疑われるというところが懸念されるので、実際には独立している、判断としてはそれぞれ個人が自分の責任でやっているとしても、そういった懸念が生じてしまうことがちょっと心配かなと思っています。

○熊田委員長 ありがとうございます。

そのような御意見があります。基本的には私もそのような感じは持ちます。

ほかに御質問ございますか。

あと、金融機関との関係ということで御質問が出たのですけれども、水島さんのほうで何かありますか。連携を互いに持つという部分。

○水島委員 私がどうこう申し上げられるわけでもないのですが、あくまでも国の持続可能な権利擁護支援モデルというところにおける議論の一つというところに留保した上で申し上げますと、やはりこの事業がなかなか進んでいくことが難しい原因の一つに、赤の事業者の確保が難しい点が挙げられます。特に金融と関係している主体については、やはり金融庁が…という理由で、金銭管理を積極的に担うことが難しいと回答されることが多いという印象です。このような実態も背景にあり、実践例がなかなか積み上がっていきづらいところであり、今後、金融庁等も当然交えながら話をしていくことが必要であると思われるます。

日常生活自立支援事業がどうして急に出てきたのか、あえて私見を申し上げますれば、社会福祉協議会等をはじめとする日常生活自立支援事業に関しては、既に社会福祉事業の1つになっており、かつ、金融機関も社協であれば一定の金銭を下ろすことが利用代理人の設定により可能としている実情もあって、赤の事業者候補の1つとして日自が出てきたのではないかと予測しています。あくまでも推測ですが。ただ、お金の部分だけ管理でき

れば良いというわけではありませんし、日自自体も福祉サービス利用援助も含むわけで、単に金銭管理だけを担うものでもありません。この辺りの関係性をどのように整理、調整していくのが現状の課題と認識しています。

○熊田委員長 ありがとうございます。

引き続いて、何か御質問ございますでしょうか。

どうぞ、水谷さん。

○水谷委員 モデルケースのところで、ケース②で意思決定ができるようになり、フォロワー活動としては一旦終了を検討中。これはフォロワー活動を終了で、そうすると日常的な金銭管理支援はどういうふうになるのでしょうかと疑問に思ったので。

○説明者（竹下） ありがとうございます。

このケース②につきましては、もともとの金銭管理の在り方が、本人さんが主体になり、相談員さんからこれに使おうね、こういうことがあるからこれだけにしておこうねというようなアドバイスを受けながら御自身で金融機関に行ってお金を下ろすという形を取っておりましたので、このケースに限りましては、金銭管理というところが外れたとしても、アドバイスというか御助言は継続していただけるという確認を取りましたので、金銭管理としては一応ストップとなりますが、事業化のところでは課題だと感じています。

○熊田委員長 ほかに御質問ございますでしょうか。

それでは、取りあえず2つ終わったとして、「（3）本事業の意義」ということで、国の議論状況と課題は、今まで永田さんにお話ししていただいた辺りでいいわけですね。

それでは、次の意思決定フォロワーの意義と効果です。その辺のところの議論をお願いします。これは水島さんのほうでいいですかね。お願いします。

○水島委員 資料としては「3 本事業の意義」以降の資料を御覧ください。

一通りの資料を用意させていただきましたけれども、改めて皆様が今議論をしていたように、この事業は結局どういう意味があるのかとか、さらにこのフォロワーという人が、支持者の立ち位置を維持することによってどのような効果が得られるのかということ。先ほどの牽制機能の話もありましたし、意思決定支援の充実というような観点もありましたので、改めて今回の事業のスタートラインに立ち返りながら、皆様の意見交換ができればということで資料を用意させていただきました。

今表示しております本人と支援者の本質的な関係。こちらはいわゆる意思決定支援の、先ほどガイドラインのお話もありましたけれども、後見人等への意思決定支援研修に限らず、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインや障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン、こういったところなどでも触れられていますが、本人といわゆる支援者の関係性は、残念ながら、対等と言いながらも本人からしてみると「おそれ」「自己抑制」「あきらめ」といったような感情が出てきて、構造的に支援者の「最善の利益」の考え方に引っ張られやすい状況になってしまうということは、まず認識をしておく必要があります。

こちらは豊田市のモデル事業における初期段階で出てきたスライドだったかと思いますが、けれども、赤の事業者がいないと透明性のない支援を受けることになってしまうし、赤の事業者さえいればいいのか、金銭管理だけ本人との契約の中でできていけばいいのかというところ、結局のところ、本当は言いたいんだけども言えないことがやはり出てくる。その結果として、もう言うのをやめようとか、諦めてしまって、もうこの生活で仕方ないんだということにつながりかねない。このような形では、本来我々が目指していくような、本人さんの望むような形で、本人らしく生活をしていく、そちらの方向にはなかなか行かない。なので、まずフォロワーという本人さんの立ち位置にしっかりと支持者として立つ人の存在が必要だという話が出てきたと思います。

ただし、先ほど申し上げたように、フォロワーというのは、緩やかなアドボケイトであり、何か権限を持っている人ではありませんから、そのフォロワーも支えていく支援体制がなければ、結局のところフォロワー任せになってしまう。そうするとフォロワーが抱え切れなくなって、この仕組み自体が崩壊してしまうことになるので、右側のような権利擁護支援委員会や独立アドボケイトによるアドボカシー機能をしっかりと確保する必要があるということでございます。

こちらのシーソー、よくこれも研修等では出てくるのですが、これは意思決定支援ガイドラインもそうなのですが、別に特定の支援者だけを対象としない、認知症の人の日常生活・社会生活のガイドラインもありますから、国民全体がもちろん関わっていく話ではあるのですが、同時に今までの支援といいますと、左側に立つようなプロフェッショナルの方々が中心に関わっていくことが多いわけです。そうしますと、その人たちも意思決定支援をちゃんと意識しながらやっていくべきではあるものの、どうしても支援者の目線からしますと、本人の思いが場合によっては見えなくなってしまう。支援者の安心のために動こうとすることが実態としてもやはりあるということでございます。

ですので、だからこそというのか、このシーソーの右側に立てる人をしっかりと育成していくことが、この意思決定支援の確保にもつながるのではないかとということで、本人の意思決定を応援する支持者、アドボケイトというような価値観を持った人たちをこの地域の中に生み出していこうということが重要なのかなと思われまます。

その次のほうでは、既に意思決定フォロワーとして豊田の中で動いている皆さんにおいては、この①から④、特に、もちろん言うことを手伝うというのは、それはそれで大事なのですが、その前の段階として、意思決定に必ずしもつながらないものであっても、本人の好き、嫌い、価値観、あるいはそれに関連する話題で一緒になって話をしていく。あるいは言葉でのやりとりが難しい方であっても、態度だとかそういったことで本人の思いということをくみ取り、右側の表のようなところで気づきを得ていく。こういったことの積み重ねによって、本人自身が、こういうことを言ってもいいんだとか、言ってみたいとか、あるいは伝えてみたいとか、このような思いにもなっていくのではないかと考えられます。

そして、いざ本人の思いがあったとしても、先ほどのもやもやのスライドで言うと、なかなか思ったことを言えないと、そういった立場の人には特に言いづらいということであれば、フォロワーも一緒になって、まずは本人がそれを言うことを後押しつつ、本人だけで難しければフォロワーも一緒になって声を上げていく。このようなことが②として重要であると思われます。

さらに③においては、本人がいない場でフォロワーが勝手に何でもかんでも本人の情報をやり取りしていくというのではなく、やはりここも本人主体であり、本人の思いをきちんと伝わりやすくお伝えしていくためには、本人がいない場であれこれ動くのではなく、本人さんがいる場でしっかりと相手に伝え、相対していくことが重要ということです。

そして、④では、やはり困り事が当然発生しますので、そこは委員会だとか専門員がしっかり支えることによって、木本委員は本日御欠席ですけれども、木本さんの言葉を借りれば、本人、フォロワーにとっての武器だとか防具、このようなところをしっかりと備えていくことが重要だと、このような指針に基づいて動いているところでございます。

今日は時間の関係で、皆さんとのディスカッションを大事にしたいと思いますので、こういう動画も、私、豊田市のホームページのほうでこういうのが流れていて分かりやすいなと思って発見しているところですけども、5分ほどの動画で、ちょっと長いので、またの機会に見てみてください。特に市民後見人さんとフォロワーさんの違いだとか、フォロワーさんが関与することによって、お団子を食いたいというところが、もともとずっと言えなかったところが出てくるだけではなく、挙母祭りに行きたいとか、あるいはある人に会いたいとか、様々な思いが今まで言えていなかったことが表現されています。本当は支援者も関わっているはずですから、本来的にはそういった支援者の方の努力ももちろん必要なかもしれませんが、でも、それだけではなかなか難しい。立場が違うことによって本人さんが言いやすくなっていく、こういったところなどもフォロワーとしてはとても重要な機能であろうと思われます。

こちらはまとめとなりますけれども、権限がない弱い立場だからこそ、本人の立ち位置に100%立つ、立とうとすることができると。どうしても支援者というふうになりますと、いわゆるケアの義務であるとか、様々な周りからの要求だとか、そういったところの板挟みになって、結局御本人のところに立つと言いつつも立てないよねというような形になってしまう。でも、そこは権限がないからこそ、逆に義務もないわけですから、本人と一緒に思いをお伝えしていく、深めていくということにもなりますし、その人がいることによって、実はいろいろな気づきがあるわけですね。これまでの様々な実践の中でも、とても優良な事業者においたとしても、本人に対する職員の接し方ということにおいては、フォロワーから見たときに、あれっというふうに課題が出てきます。そういったものが小さな芽から発見されていくことによって、例えば虐待に至る前の未然の防止につながったり、職員が日々の支援の中での気づきを得ることにより、つまり、「そうか、そういうことを言えていなかったんだ、じゃあ今度私たちはご本人に対してこんなふうにアプローチ

をしてみよう」というような様々な気づきを本人やフォロワーがもたらしてくれることにより、支援それ自体の充実にもつながっていったのではないかと思います。

こちらは永田委員に御説明いただいたほうがいいのかもしれませんが、勝手に拝借をして、フォロワーが力を発揮できる基盤というようにところを改めて御紹介いたします。この赤、青、緑という部分に関して、特にやはりフォロワーは権限がない。だからこそ、ある意味で、あえて言えば弱い存在かもしれません。だけれども、強いアドボケイトだけあればいいかというと、そうではないのですね。これは海外の実践でもそうなのですから、当然専門性のあるアドボケイト、人も限られるし予算も限られる。そういった人たちが毎回出ていくということは、やはり持続可能性という観点からはなかなか課題があるわけです。ですので、ふだんの日常の場面においては、意思決定フォロワーをはじめとした緩やかなアドボケイトが本人の思いを探求しつつ、かつ本人と一緒に声を上げていく。それがどうしてもなかなか難しい場面、本人と事業者との意見の相違があるだとか、本人の意思確認がどうしても難しいような場面においては、より専門性のある強いアドボケイトが出ていく。このような両者のアドボケイトがいることによって、様々な本人自身の力が発揮できる。さらにフォロワー自身も動きやすくなる環境が整われていくのではないかと思います。

ということで、私のほうからは、このような素材を出させていただいて、改めて本事業及び意思決定フォロワーはどういう意義があるのか、あるいはどういう効果があったのだろうかということを、皆様の感覚等も含めて教えていただきたいということで話題提供させていただきました。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

今に対して御質問等ございますか。現実に関わっていただいています三井さんとか阪田さんのほうで御意見いただければと思います。

では、三井さんのほうからお願いします。

○三井委員 モデル事業に関わらせていただいております三井でございます。

話が戻ってしまうのですが、先ほど来触れていた18ページの事業の見直しについてのところなのですが、責任を感じているところも実は若干ありまして、新たな事業への手挙げが同一業者、いわゆる特養で挙がってきていない現状がありまして、これは様々な見方はあると思うのですが、今、25市内に特養がありますが、身寄りのない方の受入れをしている法人は、うちともう一法人だけ。そのまま受け入れているのは、その2法人だけというのが現状です。これは社会課題でもあると思います。介護保険上は、身寄りのないことだけを理由に入居を断ってはならないとなっていますので、恐らくほかの事情があるということを私は推測いたしますが、結果的に2法人。

では、ほかのところはどうしているのかといったときに、いわゆる身元保証団体、家族代行サービスなりを利用することが事業所にとっては、言葉を選ばず言うと楽です。全て

お任せですからね。ですが、それが介護サービスを利用される方にとっていいことかどうか、これはかなり私としては疑問が残るところであります。

今このモデル事業をやる中で、正直、事業所としては苦しんでいます。悩むこともあります。ですが、それは本人の思いと向き合っているから事業所は悩むのです。いわゆる身元保証団体さんに丸投げして、下請のように事業所の言うことを聞いて、身元保証団体は本人を説得したり、本人の意思を確認したと言いながら進めていくわけですがけれども、本当にそこに本人の意思があるかという、恐らく違うんだろうなと思っています。

私たちも、今偉そうなことを言っていますけれども、以前はやはりそうでした。本人の最善の利益を考えると言いながらも、本人をある程度説得して、本人にとって不利益はないよということを言いながらも、思いの表出ではなくて、私たちの言っていることの妥当性、正当性を本人に説得しているだけであったということで、本当に向き合っていなかったなと反省をさせられています。

ただ、思いを実現するスキームプロジェクトではないというふうに感じていて、いわゆるハピネスをかなえるというよりは、長くウェルビーイングを実現していくための仕組みかなという捉え方をしています。なぜならば、本人の思いを聞く、ここを多分スタート地点に置いているから、この事業は意義があるのだろうなと思っています。もちろんできること、できないことはありますが、そこはやはり大切にしていくなのだろうなと思っています。

先ほども水島さんが使っちゃったのですけれども、永田さんの資料はとてもよいなと思っています。エンパワメントという言葉を使っているのですけれども、本人のエンパワメント。本人は本当にパワーレスになっているので、水島さんも言っていましたが、どこかで諦めて施設に入ってきているので、もうパワーレスなのですよ。その状態からもう一度パワーを得るというのはなかなか難しいのですけれども、ここへフォロワーさんが来てくれて、あなたは思うことを言っていんですよ、あなたの気持ちを伝えていいんですよという肯定をしてくれることによって、本人は本当にエンパワメントができて、それが私たち事業者側を突き動かすとか、場合によっては事業所にとって反省を生むのですね。本人の声を聞いていなかったという反省すらさせていただく。もちろん私たちは利用者本位、本人の自己選択、決定、自立支援というのを大前提にやっていますが、そこに陥っているのですね。それを気づかせてくれた、私にとっては非常に有意義なモデル事業だったなと感じております。

前回もこの会議で私は発言したと思うのですけれども、もちろんこの事業だけで全てが解決できるとは思っていないくて、身上監護の問題ですとか様々な課題は残っていますが、今向き合うべきところは、本人の思いをしっかりと受け止めること、表出させてあげることができる事業があるというのはすばらしいなと思って事業に関わっておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○熊田委員長　ありがとうございました。

では、阪田さん。

○阪田委員 何から話せばいいのでしょうかという話なのですが、僕は今日初めて資料を拝見して、熊田先生がおっしゃったように第3回が年度末にあったんですね。僕は何を言ったかなと思って、ぱらぱらとめくったら、僕の名前がないんですよ。もう一回見たら参加していないんですよ。申し訳なかったです。

私もこの事業に関わってもう何年かたつのですけれども、本当に今日も水島さんとか永田さんとか名川さんの話を聞いていて、意義が物すごくあるなと思っていて、何に意義があるかという、僕は相談支援もずっとやっていて、事業所もずっと運営しているのですが、意思決定は大事だよ、本人のために寄り添わなあかんよと。でも、事業所だけではないんですよ。結論を言います。ならない。絶対にならない。三井さんはもっと分かっていると思うけれども、絶対にならないよね。

そうすると、やはり仕組みが要るのですよ。さっき言われていましたけれども、牽制する仕組みというのが物すごく大事なのです。それは事業所とやる話でなくて、全体、ここで言うと豊田市がそういう仕組みをやっていかないと絶対無理だなというのはすごく思います。

実際このモデルケースに参加していて物すごく勉強になったのです。僕らは利用者さんの意向をちゃんと聞いてやっていますよと自信を持って思っていた。それが、これやることによって気づかされた。多分そういうことはずっと続くと思うのです。だからこそ、牽制する仕組みというのは物すごく大事なかなというのと、あと、よく僕らもずっと何十年前から、連携せなあかんとか、問題共有せなあかんとかずっとやってきてもなかなか、昔に比べたら大分連携しましたよ。それでも思った以上に連携していないんですね。お互いの立場を分からなあかんと言いながらも、相手の立場を分からなあかんと言いながらも、結局自分ごとなのですよ。自分ごとというのは、例えば自分の事業所の都合であったりとか、そういうところを優先するのです。これは仕方ないです。それでいいという話ではないですよ。

僕らも、僕らの仕事というと、相手の立場に立って、我がことになってやるのですね。相手の立場が抜けてしまうと単なる自己満足ということになってしまうので、相手のことを考えるのが僕らの仕事だとすると、大事なのはやはり参加支援というか、今、重層でもやっている、要するに市民全体がこのことを知ることなのです。

本当に僕がうれしかったのは、さっき大地さんも言ったけれども、市民後見人の養成講座、今年になって爆上がりじゃないですか。それまで20名前後で、ちょっと大丈夫かなと思っていましたが、ぼーんと上がったのですよ。世の中って動くときはぼーんと変わるので、でも、それはいきなりぼーんと変わるのではなくて、やはり土台の蓄積があってぼーんと変わるので、今その波かなと僕は思っていて、だからこそ、この意思決定支援、モデルの仕組みは物すごく大事だと思っています。これが変なことにならないことだけを僕は祈ってしまっていて、これが持続可能になる一つの大きな武器というかツールだと

思うので、そのためには全然、事業所としては惜しまないし、僕はどちらかというと事業所の主体なので、ソーシャルワーカーをどれだけ増やすか。これは福祉の意義とか価値を上げる仕事が僕は大事なかなと思っていて、価値を上げようと思うと、まさしく今やっていることを十二分に理解しないと価値なんか上がらないですよ。事業所の都合ばかり言っていたら全然価値は上がりません。むしろそういうところは淘汰されていくよという警鐘の意味でも、こういう仕組みがすごく大事なかなと思っています。

先ほどもおっしゃいましたけれども、透明性の担保というところも、だから、いろいろな立場の人が入ることに意義があると思います。それを、ちゃんとお互いの立場を認識して、敬意を払わないと透明性の担保なんてできないわけですので、そのためにもこういう仕組みは物すごく大事なので、これからもっともっと進化していかないといけないと思うのです。進化するためには当然、そのやり方みたいなものは変わってくると思うので、それはそれで議論して進めていけばいいのですけれども、この事業というのはすごく意義があることだと思うので、これを一つ、本当になくさないようにしてほしいというのが僕の思いというか、自分の赤の事業者の立場の思いでもあるし、一ソーシャルワーカーとしての思いでもあるし、そういうところですね。

○熊田委員長　ありがとうございました。

直接担当していただいている三井さん、阪田さんから御意見を伺いました。

ほかにどうでしょうか。もうこの辺りで、何かほかに御意見ございますでしょうか。

水谷さん、どうぞ。

○水谷委員　私はモデルケースになっているのですけれども、私が所属している社会福祉法人の親の勉強会というのにも参加していて、そこでもフォロワーというのがあって、私は参加しているんですということで少し説明はしたのですが、自分の子が重度なので、やはりみんなぴんとこない。そんなの分かんないじゃんみたいな、そういうふうに捉えてしまって、将来的に親がいなくなったときに、全部生活支援事業、社会福祉法人に丸投げみたいなふうに思っている感じがあるので、すごく残念で、一応モデルケースになって、私もうちの子大丈夫かなと思ったのですが、マッチングというのがやはりすごくよくて、知らない人に慣れないだろうと思ったら、意外にそうでもなくて、受け入れているような感じで、発音しやすい音だと名前も言うのですね。なので、フォロワーさんの写真を見て名前を言うというふうに聞いたし、だから、本人が必要としているかどうかはちょっと分からないのですけれども、意味が分からないと思うのであれなんです、そういう方が入ってくださる。間に法人の職員も入ってくださるので、逆に本人も安心して一緒に過ごしたりができるのかなということで、お団子を食べたい、お団子を食べられたという、そういう結果はきつとなかなかないと思うのですけれども、法人とは違う方が入るというのはすごく意義があって、いいんだなというのはすごく感じました。

重度の子たちは、日用品、生活用品をそろえるのも、やはりみんな法人に頼らなくてはいけなくなってしまうので、こっちの金銭管理はぜひ利用したいんだけれどもというところ

ろで、フォロワーも併せて利用できればとは思いますが、なかなかどうしたらいいんだろうみたいな、生活基盤というか、金銭管理のところはぜひ利用したい。きっとみんなほかのお母さんも言うと思うのですけれども、フォロワーとセットというところを。

でも、今日の皆さんの話もお伺いして、やはりフォロワーってあったほうがいいよなと今思っているので、重度の者たちにも浸透してほしい。どうやって必要性というのを聞いてもらえたらいいのかなというのは今思っているところです。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

事務局、特にコメントはいいですか。

では、事業の関係で関わっていただいているのかと思いますが、中根さんのほうから今のお話を聞いて何かございますかね。意思決定フォロワーの辺りとか何かで。

○中根委員 めちゃくちゃ難しいなと思って、僕らだと、高齢者の部分でいくと、認知症の人の意思ってその瞬間瞬間で変わってしまうというのが実情の中で、お団子が食べたいということ自体はすごくよかったと思うのですけれども、次の瞬間、お団子じゃなくなっていることも多々ある中で、どこをどうしていったらいいんだろうということをずっとぐるぐる回りながら今考えていました。

これは高齢者だけではなくて、障害を持っている方もそうだと思うのですけれども、今おっしゃられたように、意思なんて分かるのみたいなところも含めてなのですから、とにかく何かやっていかなきゃいけないし、透明性が高い中でこれを続けていかなきゃいけないという中でいくと、1つ僕の中では、とにかくこれを繰り返していくしかないんじゃないかなということしか今は言えなくて、それをずっと続けていった先に何かが見えるんだろうなと思って、ずっと今日は聞かせていただいていたと思います。ありがとうございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

あと、Zoomですずとお付き合いいただきましてありがとうございます。Zoomのほうで関係していただいています方で何か御質問とか御意見、特に全体委員会はいろいろな意見をお聞きして今後の事業にと考えていますので、どなたかお見えになりますでしょうか。お手を挙げていただければと思います。

特に今の段階でなければ、何か気がついたことがあればお話ししていただくとして、あと、会場のほうに出ておられる方、今の一連の発言に関して、あるいは全体を通して何か御意見ございますでしょうか。

では、三井さん、どうぞ。

○三井委員 三井です。

全体の場で確認することではないかもしれませんが、先ほど大地さんから60人のフォロワーをまた新たに養成していくということで、フォロワーをやりたいという人が今どんどん増えているじゃないですか。この先どうしていくかというのをある程度考えていかなければいけないかな。この受講した人たちをどう生かしていくのか、何かお考えがあれば

ひお聞かせいただきたいなど。

○大地委員 今実施をしているのが豊田市になるので、私が発言していいのかどうかというのがそもそもあるのですが、先ほど来出ているような市民がいろいろな活動に参加していく、そのうねりというのをすごく今肌で感じているので、豊田市もそうだと思いますけれども、社会福祉協議会としてこれをしっかりと受け止めて、しっかりとつなげていく必要があるのだろうな。これには丁寧なコーディネートが必要だと思っています。

ただ、御存じのように、この事業はまだまだモデルというところで、先ほども話がありましたように、赤の事業所もしかり、市民に対してもそうですし、御本人さんにもどう浸透させていくのかというところは一つの課題になるろうかと思しますので、一つとしては、この事業をどう進めていくかというのを市と社協のほうでもっと議論していかなければいけないだろうなというのは感じています。

ただ、そればかりをしていると、三井さんの懸念のように、活躍したい、活動したいという人たちが待機の状態になりますので、社協としてはいろいろなボランティア活動もありますので、その辺りをしっかりとつなげていきたいですし、まだまだ検討段階ではございますが、先ほど議論がありました身寄りのない方の支援というものを今、社会福祉協議会と市で検討しております。その中にも、やはり意思決定をしっかりとしていくみたいな形で、訪問型のサポーターといいますか、フォロワーみたいな形で、金銭管理とセットではないのですけれども、フォロワー単体で見守りだとか意思決定をしていく、そういったような仕組みも今検討中でございますので、そういったような形で、あくまでも60人の活動者の意向に沿いながら、丁寧なコーディネートをしながら、そういった活動も踏まえて活躍支援していきたいと考えています。

○熊田委員長 ありがとうございます。

ほかに。

では、長澤さん。

○長澤委員 先ほど中根さんが、本人の意思が本当に分かるのかとか、私も重度の息子がいるので、自分の息子の意思とかやりたいことってなかなか分からないところがあるのですけれども、ただ、権利擁護支援委員会の中に入っていて、フォロワーの報告書を見ると、どなたのケースもやはり意思表示というか、意思とかやりたいこと、嫌なことが出てきているのですね。当初はフォロワーとの関係がそんなによくないでも、でも、やはり時間を追うごとに関係が改善されていったりとか、改善はされなくても本人がいろいろな意思表示をし始めたりとか、すごく変化があることが分かります。私も最初、この事業をやるときは、とても意義があると思っていたのですけれども、本人もいろいろいるし、フォロワーさんもいろいろな方がいるので、なかなか成果というか、目に見えた変化というのは難しいのではないかなと思っていたのですけれども、全てのケースでこういった変化が見られるというのは本当に驚いています。

私も弁護士として成年後見人をやっていますし、あと事業者の方もいますので、一応私

も支援者の立場があるという前提で話をすると、どうしても支援とかは正解を求めたがるのですね。正しい答え。それは後ろに監督者がいたりとか、やはり本人に損をさせたくない、不利益を被らせたくないというところがあるので、どうしても正解というところを重視してしまうのですが、やはりこの制度があることによって、正解よりも自分の意思を重視してもらえます。結果として実現しない、これは本来、本当は無駄なことなのかもしれないのだけれども、本人として意思が出せる。チャレンジする機会が与えられるというのは、やはり今までにない部分かなというふうに思っています。

ただ、一方で、豊田市さんの支援者の意識変容というところは、私もここは問題だと思っていて、もっともっと周知。これは事業者のみならず、市民もそうだし、こういった方に意思決定支援ということの重要性とか、この制度自体の意義、意味というものは、もっともっと伝えていく必要があるかなと思うので、その部分はこのモデル実証に付け加えて同時にやっていく必要があるのではないかなと思っています。

○熊田委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。もうそろそろ時間の関係もありますので。

では、次に4つ目が残っておりますので、「（4）令和6年度シンポジウム素案」について、事務局のほうから御説明いただけますでしょうか。

○水島委員 ありがとうございます。

この辺りの資料は、本当にまだアイデアベースでございます。今年は3年目の集大成というところもございますし、一定の成果報告というのもあるのですが、令和5年度の実践シンポジウムの資料で、特にこれからみんながフォローになれる可能性を感じたとか、こういったご感想をいただいたこと、かつ、自分の地域で今回紹介したような取組があったら関わってみたいという声も踏まえ、令和6年度には、今後の法改正をにらみつつ、フォローシステムが目指す法改正後の未来、「支援者」ではなく「支持者」であり続けることの意味とはどういったことなのだろうかをテーマとして開催できればと考えております。まさに今日皆さんが話しいただいたような内容について、もう少し外部の方などもお招きしながら検討してみてもどうかということで考えています。皆様からの御意見等をいただければ、今日この場でなくても結構なのですが、また2月頃、恐らくですが、2月下旬の連休があるところで22か23か24のどこかの午後に開催できればなと思っております。また、もし皆様が、ここはどうしても都合が合わないというところがありましたら、おっしゃっていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

今、水島さんのほうから、今回の令和6年度のシンポについてのこんなことを考えているという御報告がありました。

何か意見がございましたら、ここでお伺いしてもよろしいですか。何かありますか。いいですか。では、またおいおい事務局のほうに何か御提案がありましたら言っていた

だいてというふうにさせていただければと思います。

それでは、最後に「3. その他」ということですが、何か今の段階で御意見とか御発言等はございますでしょうか。

では、永田委員。

○永田委員 今日はどうもありがとうございました。たまたま御指名で機会をいただいて発言をさせていただいたのですけれども、やはり今日皆さんの話を聞いて、この事業の柱は意思決定支援の確保と地域福祉の推進というところにあるなというのを改めて感じました。意思決定支援の確保というところに関して言うと、事業者の皆さんからお話があったように、なかなか事業者だけでは難しいところを、そこに市民という方に立っていただくことでシーソーのバランスを変えていくんだという辺りですね。そこがまた市民であることで、それが地域に広がっていく可能性があって、事業者の皆さんの変化であるとか、それから、それが地域に広がっていく。もちろん御自身の変化ということも今日お話の中に出てきたかなと思います。

なので、ぜひ、今実際にこのモデル事業でフォロワーさんのシステムがうまく回っているのは豊田市さんだけなのですよね。事実上、豊田のモデル事業だけで、先ほど申し上げたように、これから事業化を考えていく中で、豊田での取組とか知見というのが物すごく重要なのですよね。そのためにやっているわけではないのですけれども、横展開というのが今後の重要な課題になってくるかと思いますので、ぜひそういう観点でも、どういうふうにすればこれが事業として成り立つのかとか、ほかの地域で横展開していくときに何が重要な要素になってくるのかとか、それから、やはりさっきからちょっと出てきているように、ニーズとしては金銭管理にばかり目が行ってしまうのですよね。金銭管理というのは事業者さんにとっても、御本人にとっても困ることなので、そこに目が行きがちなのですけれども、やはり意思決定支援の確保というところをポイントとしてやってきたと思いますので、そこを落とさずに横展開していくにはどうしたらいいかとか、さっき水谷さんからありましたけれども、それを知っていただくにはどうしたらいいかとか、その辺りをぜひ豊田市さん、それから社協さん、皆さんで考えていけるといいなというふうに思ったことをお伝えできればということです。ありがとうございました。

○熊田委員長 ありがとうございます。何か本当にきれいにまとめていただいて。

では、名川さん、どうぞ。

○名川委員長代理 1つだけ付け加えるというだけなのですが、意思決定支援ということはずっと考えたりやっていたりすると、結局これって権利擁護の話なんだなというのをすごく思うところで、そこで何が決定されたかとか、何が言えたかというのを求めるのですけれども、ラストのところでその人から出てくるものを周りの人間がどういうふうにして受け止めて、ちゃんとお返しできるかという柱が立っていないと、結局言わせるだけで終わるなという感じがいたしますので、意思決定支援というふうに言う場合には、やはりそこに権利擁護支援が同時に並立しているんだということを確認しておきたいと思います。

○熊田委員長　ありがとうございました。

それでは、一応３番まで到達いたしましたので、この議事次第は全部終了したということにします。

では、進行を事務局のほうにお戻しいたします。

○畠中委員　熊田委員長、ありがとうございました。

それでは、議事が全て終了しましたので、以上をもちまして、「意思決定支援モデルプロジェクト　令和６年度第１回全体委員会」を閉会といたします。

第２回の全体委員会は、令和７年３月２５日を予定しております。

では、以上になります。本日はありがとうございました。